

各種資格

- I. 教育職員免許状について
- II. 電気主任技術者
- III. 一級建築士・二級建築士・木造建築士受験資格のための履修方法等
- IV. インテリアプランナー登録資格取得のための履修方法等
- V. 一級・二級建築施工管理技士受験資格のための履修方法等

各種資格

I. 教育職員免許状について

- 1 本学部の卒業生で所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状の授与を申請することができる。

学科	免許状の種類	免許教科
高分子・有機材料工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
化学・バイオ工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
情報・エレクトロニクス学科	高等学校教諭一種免許状	工業
機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
建築・デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
システム創成工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

- 2 上記の免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法及び教育免許法施行規則に定める次に示す単位を修得しなければならない。

免許教科		最低修得単位数
工 業	教科及び教科の指導法に関する科目	24 単位
	教育の基礎的理解に関する科目	10 単位
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8 単位
	教育実践に関する科目	5 単位
	大学が独自に設定する科目	12 単位

なお、本表は法規上の単位数であるので、実際の履修方法は次によること。

(1) 「教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号」により、「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」の全部又は一部の単位は、当分の間、工業の「教科に関する科目（カリキュラム表）」の単位修得をもってこれに替えることができる。

ただし、必修科目と職業指導2単位は必ず含めなければいけない。

また、「大学が独自に設定する科目」は、上記の最低修得単位数を超えて修得した工業の他の科目をもってこれに替えることとする。

(a) 工業技術概論について

免許教科「工業」の免許状の授与を申請する場合、工業技術概論は必修科目である。

工業技術概論は、学科により開講学期が異なるため、各学科専門教育科目及び単位数表を参照すること。

(b) 職業指導について

免許教科「工業」の免許状の授与を申請する場合、職業指導は必修科目である。

職業指導は、3年次以上の学生を対象にして集中講義で開講される。詳細については、別に指示する。

(2) その他の必要な修得科目について

免許教科「工業」の免許の授与を受ける場合、上記のほかにも、次の科目を必ず修得しなければならない。

(a) 「日本国憲法」（基盤共通教育科目）2単位

米沢キャンパスでも毎年集中講義で開講するが、受講対象者は3年次以上に限定しているため、小白川キャンパスで修得しておくことが望ましい。

(b) 以下の①又は②から2単位

①「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」（基盤共通教育科目）

②「スポーツセミナー」（基盤共通教育科目）

（「健康・スポーツ科学」2単位のみや「スポーツ実技」2単位のみでは取得できません）

(c) 「コミュニケーション英語」（基盤共通教育科目英語1）2単位

(d) 「情報処理」（基盤共通教育科目）2単位

3 教育職員免許状の授与申請手続

教育職員免許状は、都道府県の教育委員会が授与する。したがって、教育職員免許状の授与を申請する者は、所定の申請書類を準備した上で、当該教育委員会に申請手続を行わなければならない。

なお、本学部を卒業と同時に申請手続を行う場合は、学生サポートセンター教育支援担当で山形県教育委員会に対し、一括して申請手続を行う。申請手続の詳細については、掲示にて周知するので、見落としのないように十分留意すること。

4 教育実践実習C（教育実習）について

3年次以上の学生の内、次年度に卒業する見込みがある者で、次の条件を満たす場合、当該学科長の承認を得た者は、次年度の教育実習を申込むことができる。

① 2年次後期終了までに60単位以上を修得していること。

② 3年次後期に「生徒指導・進路指導」を履修していること。

③ 3年次後期終了までに「教科の指導法」に関する科目を2単位以上修得していること。

④ 4年次前期に「教育実践実習事前・事後指導」を履修すること。

免許教科「工業」に係る専門教育科目における授業科目及び単位数表

授業科目名	単位数	開講期及び週時間数								備考
		1 学 期	2 学 期	3 学 期	4 学 期	5 学 期	6 学 期	7 学 期	8 学 期	
教職論	2		2							
教育原論	2		2							
学習心理学	2				2					
教育社会学	2			2						
特別支援教育総論	2		2							
教育課程編成論	2				2					
工業科教育法	2					2				「教科の指導法」
工業の教材分析	2						2			「教科の指導法」
総合的な学習の時間論	2					2				
特別活動論	2					2				
教育方法・技術	2					2				
生徒指導・進路指導	2						2			
教育相談	2					2				
教育実践実習事前・事後指導	1							1		
教育実践実習C	2							2		
教職実践演習(中学校・高等学校)	2								2	

(注) 上記の科目の一部は、夏季、冬季及び春季休業中に集中講義で行われることがあるが、その詳細は別に指示する。

II. 電気主任技術者（電気事業法参照）

情報・エレクトロニクス学科 電気・電子通信コースの卒業生で、工学部在学中に必要な科目の単位（下表）を修得し、卒業後5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の経験が5年以上ある場合は、第1種電気主任技術者、1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用の経験が3年以上ある場合は、第2種電気主任技術者免許状を取得する資格が得られる。

（主務省庁：経済産業省）

表 電気主任技術者免許状の取得資格に必要な科目と単位数

区分	授業科目	単位数
1. 電気・電子工学等の基礎に関するもの 17単位以上	☆電磁気学 I ☆電磁気学 I 演習 ☆電磁気学 II ☆電磁気学 II 演習 ☆電気回路 I ☆電気回路 I 演習 ☆電気回路 II ☆電気回路 II 演習 ☆センシング工学 線形システム基礎 電子回路 I 電子回路 II 集積回路 電子物性 I 電子物性 II 電子物性演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	単位合計	32

区分	授業科目	単位数
2. 発電、変電、送電、配電並びに電気材料及び電気法規に関するもの 8単位以上	電気電子材料 ☆電力工学 ☆電力伝送工学 半導体工学 機械システム概論 ☆電気法規及び施設管理 技術者倫理（電気・電子通信）	2 2 2 2 2 1 1
	単位合計	12

区 分	授 業 科 目	単 位 数
3. 電気・電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用及び情報伝送・処理に関するもの 10単位以上	☆電気機器学 ☆制御システム工学 ☆パワーエレクトロニクス データ通信 計算機基礎 化学・バイオ工学概論 通信システム 信号処理	2 2 2 2 2 2 2 2
	単 位 合 計	16

区 分	授 業 科 目	単 位 数
4. 電気・電子工学実験及び電気・電子工学実習に関するもの 6 単位以上	エレクトロニクス実験 I エレクトロニクス実験 II エレクトロニクス実験 III	2 2 2
	単 位 合 計	6

区 分	授 業 科 目	単 位 数
5. 電気・電子機器設計及び製図に関するもの 2 単位以上	基礎製図	2
	単 位 合 計	2

注1) 区分1～5の合計が49単位以上になること。

注2) ☆印の科目は、免許の必要条件なので必ず取得すること。

注3) 「電気法規及び施設管理」は、隔年に講義が行われる。

III. 一級建築士・二級建築士・木造建築士受験資格のための履修方法等

(建築・デザイン学科)

指定科目の分類(単位数)		工学部開講科目			
二級・木造	一級	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
①建築設計製図 実務0～2年(5単位以上) 実務3～5年(3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	基礎設計製図	2	必修	2
		図学	2	選択	2
		建築CAD演習	2	選択	2
		建築設計製図I	2	必修	2
		建築設計製図II	3	必修	2
		建築設計製図III	3	選択	2
		建築設計製図IV	4	選択	2
②～④ 建築計画、建築環境工学又 は建築設備 実務0～2年(7単位以上) 実務3～5年(2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	日本建築史	1	必修	2
		西洋建築史	2	選択	2
		住居計画学	2	必修	2
		住環境論	3	選択	2
		施設計画	3	選択	2
	③建築環境工学 (2単位以上)	建築史演習	3	選択	2
		環境工学	2	必修	2
⑤～⑦ 構造力学、建築一般構造又 は建築材料 実務0～2年(6単位以上) 実務3～5年(3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	建築構造力学	2	必修	2
		耐震構造	3	選択	2
		地盤工学	3	選択	2
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建築一般構造	2	選択	2
		木質構造デザイン	3	選択	2
		木質構造デザイン演習	3	選択	2
		建築構造デザイン	3	選択	2
	⑦建築材料 (2単位以上)	木質構造概論	1	選択	2
		建築材料学	2	選択	2
		建築材料学実験	3	選択	2
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	建築施工	3	必修	2
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	建築法規	2	必修	2
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	建築学概論	1	必修	2
		ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
		インテリアデザイン論	2	選択	2
		都市・地域計画	3	必修	2
		住まいと庭園	3	選択	2
		景観設計	3	選択	2
		地震工学	3	選択	2
		振動論	4	選択	2
		総単位数	70		

上記の表中の各分野から、指定科目の単位数以上を修得してください。

修得した単位数により、受験資格取得までに必要な建築実務の経験年数が変わります。

一級建築士	： 60 単位以上	= 実務経験 2 年
	50～59 単位	= 実務経験 3 年
	40～49 単位	= 実務経験 4 年
二級・木造建築士	： 40 単位以上	= 実務経験 0 年
	30～39 単位	= 実務経験 1 年
	20～29 単位	= 実務経験 2 年

IV. インテリアプランナー登録資格取得のための履修方法等 (建築・デザイン学科)

※履修に当たっては、下記の認定基準を参照のこと。

区分		授業科目名	履修学年	必修・選択	単位数
A	インテリア関連科目	日本建築史	1	必修	2
		デザイン概論	1	必修	2
		西洋建築史	2	選択	2
		デザイン基礎	2	選択	2
		インダストリアルデザイン	3	選択	2
		都市・地域計画	3	必修	2
		デザイン演習	3	選択	2
		建築史演習	3	選択	2
		住まいと庭園	3	選択	2
		景観設計	3	選択	2
B	インテリア専門科目	建築学概論	1	必修	2
		木質構造概論	1	必修	2
		居住計画学	2	必修	2
		ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
		環境工学	2	必修	2
		建築設備	2	選択	2
		図学	2	選択	2
		建築材料学	2	選択	2
		建築構造力学	2	必修	2
		建築一般構造	2	選択	2
		新材料加工学	2	選択	2
		建築法規	2	選択	2
		建築CAD演習	2	選択	2
		基礎設計製図	2	必修	2
		インテリアデザイン論	2	選択	2
		建築環境実験	3	選択	2
		耐震構造	3	選択	2
		建築施工	3	選択	2
		建築環境エネルギー・デザイン	3	選択	2
		建築環境エネルギー・デザイン実験	3	選択	2
		住環境論	3	選択	2
		施設計画	3	選択	2
		地震工学	3	選択	2
		建築構造デザイン	3	選択	2
		木質構造デザイン	3	選択	2
C	設計	建築材料学実験	3	選択	2
		建築設計製図Ⅱ	3	必修	2
		建築設計製図Ⅳ	4	選択	2
		建築設計製図Ⅰ	2	必修	2
		建築設計製図Ⅲ	3	選択	2

※認定基準

- 1) A + B + C 36 単位以上
- 2) B + C 24 単位以上
- 3) C 2 単位以上

上表に基づき、認定基準を満たすように単位数を修得したインテリアプランナー試験合格者は、卒業後、インテリアに関する実務経験年数 0 年（不要）でインテリアプランナー登録資格が得られます。

V. 一級・二級建築施工管理技士受験資格のための履修方法等

(建築・デザイン学科)

授業科目名	履修学年	必修・選択	単位数
木質構造概論	1	必修	2
西洋建築史	2	選択	2
住居計画学	2	必修	2
ユニバーサルデザイン論	2	選択	2
図学	2	選択	2
建築材料学	2	選択	2
建築一般構造	2	選択	2
新材料加工学	2	選択	2
建築法規	2	選択	2
建築CAD演習	2	選択	2
インダストリアルデザイン	3	選択	2
建築史演習	3	選択	2
住まいと庭園	3	選択	2
耐震構造	3	選択	2
建築施工	3	選択	2
施設計画	3	選択	2
木質構造デザイン	3	選択	2
木質構造デザイン演習	3	選択	2
建築材料学実験	3	選択	2
建築設計製図Ⅲ	3	選択	2
振動論	4	選択	2
建築設計製図Ⅳ	4	選択	2

認定基準として、上記の表中の科目から合計 10 単位以上履修してください。認定基準を満たすように単位数を修得した者については、卒業後、下記の実務経験年数で一級および二級建築施工管理技士の受験資格が得られます。

一級：受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験

二級：下記表の通り

種目	受検資格を認める者
建設機械施工	受検しようとする種別に関する 6 ヶ月以上の実務経験を含む 1 年以上の実務経験
その他の種目	受検しようとする種別に関し 1 年以上の実務経験